

資料編 2

部位の設定

部位の区分について

○軸部はすべて基準 1 とするため、丸太桁、床柱、補強柱以外は記載を省略する。

基準の考え方について

1. 基本的な考え方

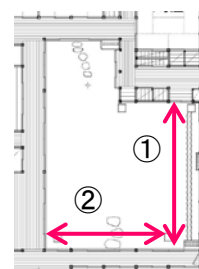
- 保存修理工事報告書（以下、報告書）に基づき、当初、修理、復原、整備などの判断を行った。
- 報告書に記載されている内容が現状と異なる場合は、現状を優先し判断を行った。
- 報告書の記載については、部屋名や詳細な位置ではなく、棟ごとの記載の場合もあるため推定も含まれる。特に台所棟と玄関棟の棟区分は、報告書作成時と指定時では異なるため、棟ごとの記載の場合、明確に判断ができない場合があるが、現状や他記載内容と照らし合わせ判断を行った。
- 保存修理工事以前の工事（主に昭和 58 年の工事）についても、報告書に基づき判断を行った。

2. 部位ごとの考え方

建具

- ガラス戸は、当初は残されていないが、大正 10 年以前から建て込まれていたと考えられるものは基準 1 とし、それ以外は基準 2 とした。

中庭（玄関棟）（外部）

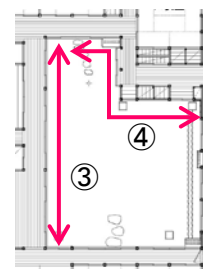


①



②

中庭（玄関棟）（外部）



金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1



造作
欄間：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

③

軸部
丸太桁：基準 1

屋根
瓦：基準 2



壁
板：基準 2

屋根
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2

壁
上塗り：基準 2

壁
下見板：基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

④

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ①

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（2 階部分を除く）
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（6 畳間部分のみ）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 3	平成 2～3 年に整備（旧形式に倣う）
	障子窓	基準 1	当初
	—障子紙	基準 2	—
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（当初）
造作	欄間・ガラス	基準 2	後補
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備	基準 5	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ②

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	—
	下見板など	基準 2	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	後補
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理
設備類	—	—	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ③

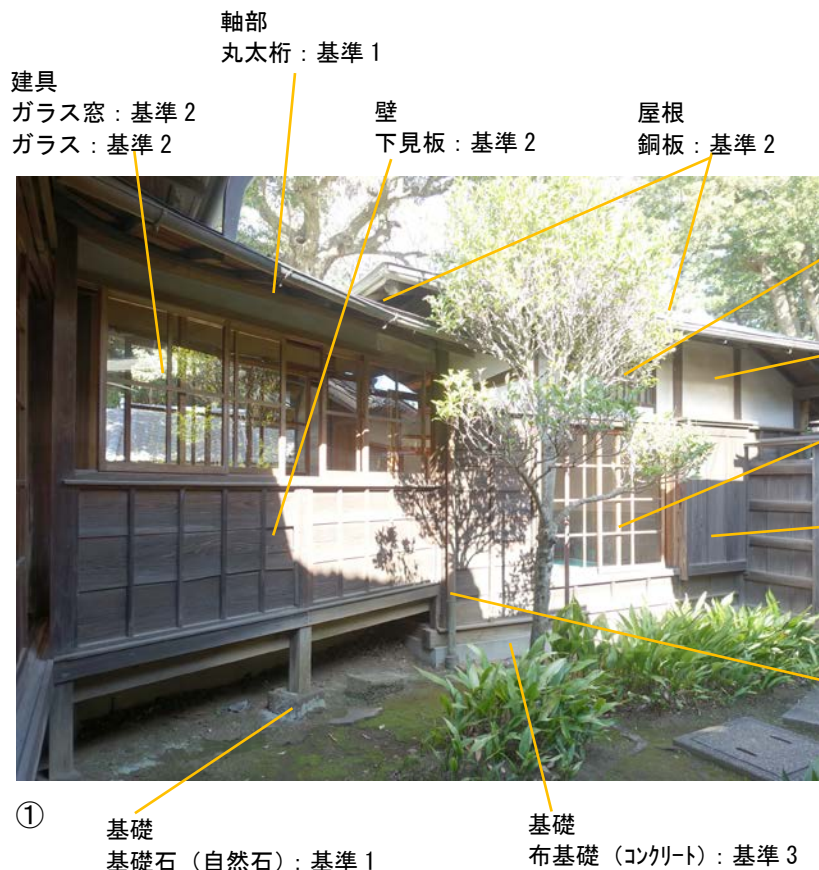
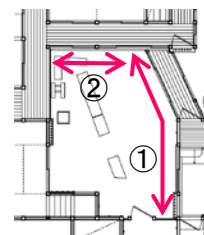
部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原
	ガラス戸腰板（雨戸なし）	—	ガラス戸と同様
造作	欄間・ガラス	基準 2	後補
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理
設備類	—	—	—

中庭（玄関棟）（一覧）

外部 ④

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	後補
	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手（木）	—	ガラス戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替え
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（外部）



建具

ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

壁
下見板：基準 2

屋根
銅板：基準 2

造作

欄間：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

壁

上塗り：基準 2

建具

ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

建具

戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

金物

樋：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

基礎
布基礎（コンクリート）：基準 3



屋根

瓦：基準 2

屋根

銅板：基準 2

軸部

丸太桁：基準 1

造作

欄間（板）：基準 1

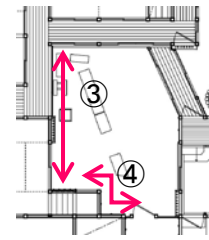
建具

ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2 ※一部

基礎
基礎石（コンクリート）：基準 1

床
換気口（無双）：基準 2

中庭（湯殿）（外部）



中庭（湯殿）（一覧）

外部 ①

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初
		基準 2	平成 2～3 年に復原か（渡り廊下）
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に復原
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に復原
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
	格子（木） ※欄間	基準 2	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ②

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降（当初ではない）
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手（木） ※一部	—	ガラス戸と同様
	戸袋 ※渡り廊下を挟み北側 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に復原 平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・板	基準 1	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

外部 ③

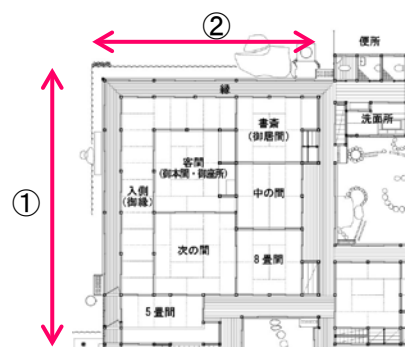
部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か 昭和 58 年に整備
	布基礎（コンクリート）	基準 3	
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	後補
		基準 2	平成 2～3 年に復原（東寄り）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	不明
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に復原
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	—	—	—

中庭（湯殿）（一覧）

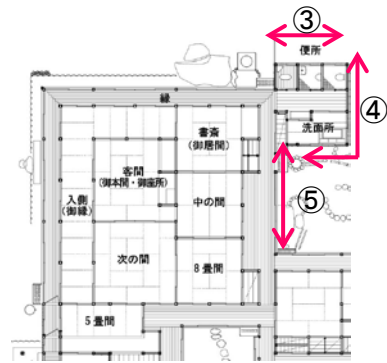
外部 ④

部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	不明
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	格子（鉄）	—	ガラス戸と同様
	戸袋	基準 2	不明
	雨戸	基準 2	不明
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備	基準 5	—

表座敷棟（外部）



表座敷棟（外部）



壁
下見板：基準 2

壁
上塗り：基準 2



建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

屋根
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2



③ 建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
庇（木）：基準 2

④ 基礎
布基礎（コンクリート）：基準 3



屋根
瓦：基準 2

屋根
銅板：基準 2

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

⑤ 金物
樋：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

表座敷棟（内部）

客間（御本間・御座所）



①

造作
欄間（透かし彫刻）：基準

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



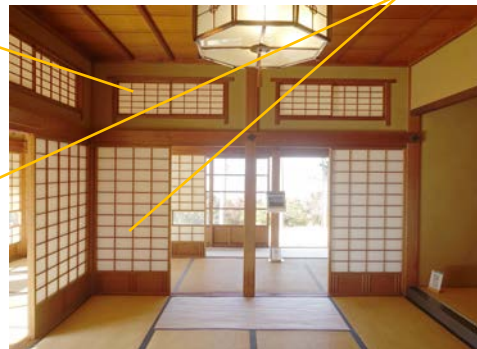
展示物
QR コード：基準 5

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



②



③

設備類
空気管：基準 5

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
落とし掛け：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
雑巾摺り：基準 1

床
簀子：基準 1
畳表：基準 2

展示物
QR コード：基準 5



④

造作
蹴込板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

造作
蹴込板：基準 1

壁
上塗り：基準 2

造作
長押：基準 1

造作
無目：基準 1

造作
天袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
地袋板：基準 1

地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
地板：基準 1

表座敷棟（内部）

次の間



造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



①

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

設備類
防犯カメラ：基準 5

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



②



③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1



④

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

書斎（御居間）

造作

欄間（透かし彫刻）：基準 1



建具

襖戸：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1



①

建具

襖戸：基準 1 ※裏側は板戸

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1



②

造作

欄間（障子）：基準 1

障子紙：基準 2

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

ガラス：基準 1

腰板：基準 1



③

設備類
空気管：基準 5

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

金具
蚊帳を吊るための金具
（四隅）：基準 1

造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
地袋板：基準 1

造作
地袋板戸：基準 1
引手金具：基準 1



④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

壁
上塗り：基準 2

造作

天袋：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1

造作

長押：基準 1

建具

襖戸：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1

展示物
解説板：基準 5

表座敷棟（内部）

中の間



造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

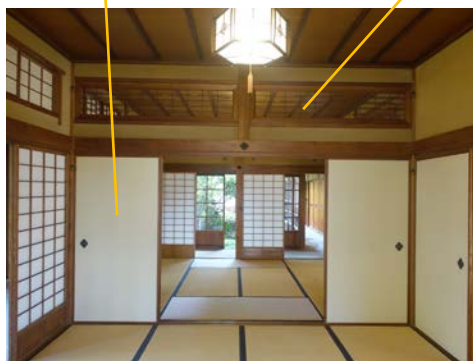
建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



①

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1



建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



②

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1



造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

8 畳間

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



①

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



造作

欄間（透かし彫刻）：基準 1

襖戸：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1



②

設備類
防犯カメラ：基準 5

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1



壁
上塗り：基準 1

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

表座敷棟（内部）

入側（御縁）



設備類
照明器具：基準 3

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

展示物
解説板：基準 5



天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

建具
障子戸：基準 1
ガラス：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

①

展示物
解説板：基準 5



造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
板戸：基準 1 ※裏側は襖戸
引手金具：基準 1

②

表座敷棟（内部）

縁



設備類
照明器具：基準 3



造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

建具
板戸：基準 1

展示物
解説板：基準 5

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

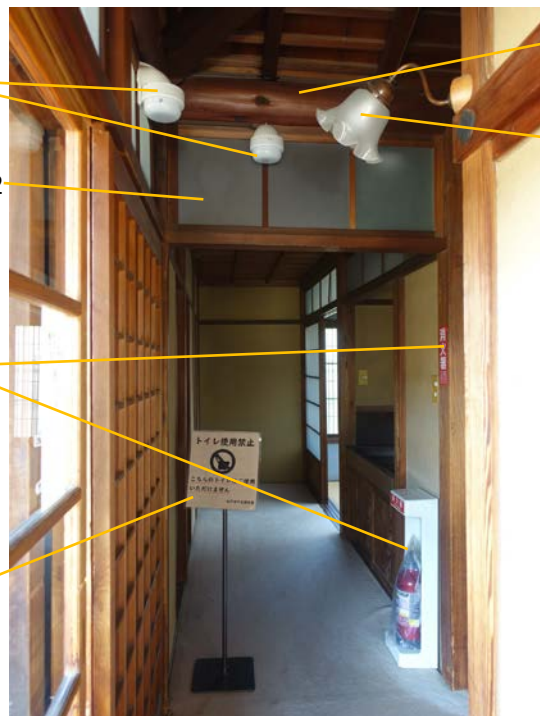
①

設備類
感知器：基準 5

造作
欄間（ガラス）：基準 2
ガラス：基準 2

設備類
表示：基準 5
消火器：基準 5

展示物
表示：基準 5



軸部
丸太桁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

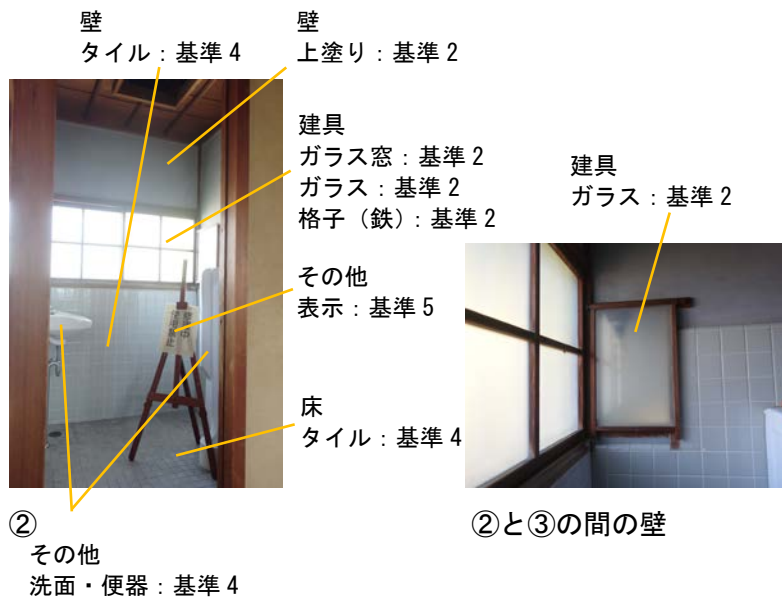
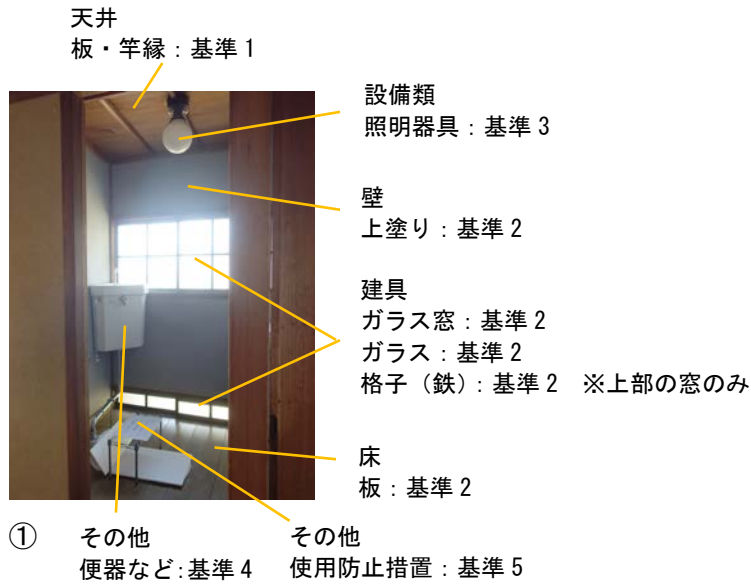
建具（根柢）
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1



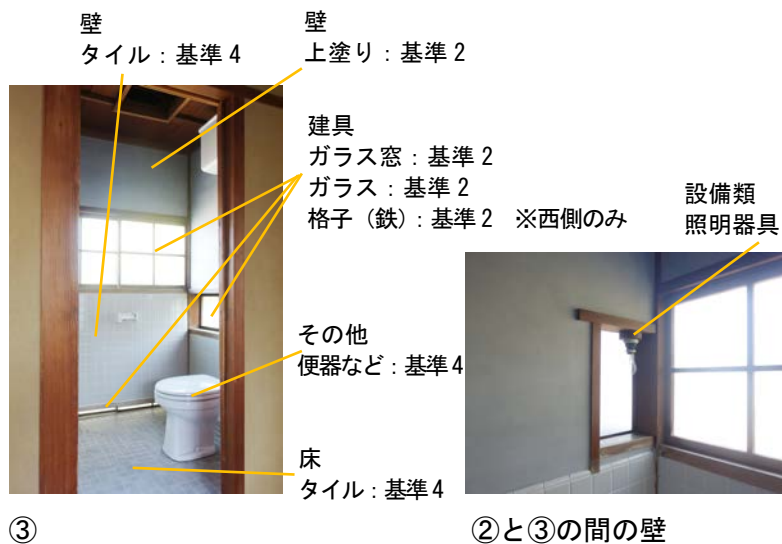
③

表座敷棟（内部）

便所



②と③の間の壁



②と③の間の壁



表座敷棟（内部）

廊下



造作
欄間（ガラス）：基準 2
ガラス：基準 2



天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5

壁
上塗り：基準 2

設備類
スイッチ：基準 5

建具
板戸（便所）：基準 2
引手（木）：基準 2 ※奥・中央
引手金具：基準 2 ※手前

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①



造作
蛇口：基準 2

造作
洗面（銅板）：基準 2

建具
板戸：基準 2
引手金具：基準 2

②

表座敷棟（内部）

洗面所 ※大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし



設備類
スイッチ: 基準 5



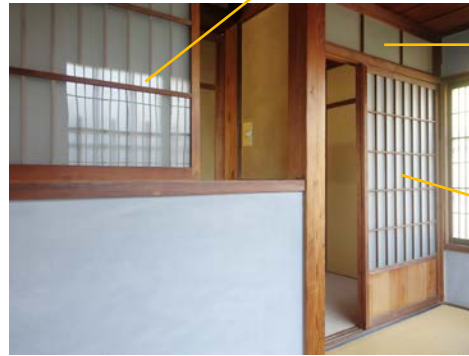
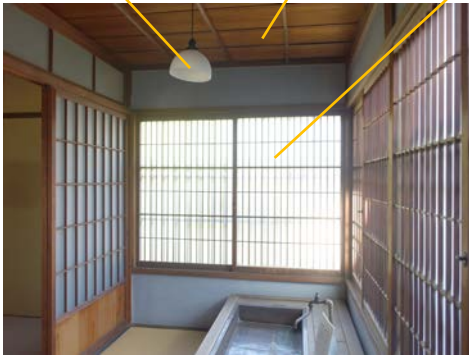
①

設備類
照明器具: 基準 3

天井
板・竿縁: 基準 2

建具
ガラス窓: 基準 2
ガラス: 基準 2
格子 (木): 基準 2

建具
ガラス窓: 基準 2
ガラス: 基準 2



造作
欄間 (ガラス): 基準 2
ガラス: 基準 2

建具
ガラス戸: 基準 2
ガラス: 基準 2
腰板: 基準 2
引手 (木): 基準 2

②

③



壁
上塗り: 基準 2

建具
ガラス窓: 基準 2
ガラス: 基準 2
格子 (木): 基準 2

展示物
表示・解説板など: 基準 5

畳床: 基準 2
畳表: 基準 2

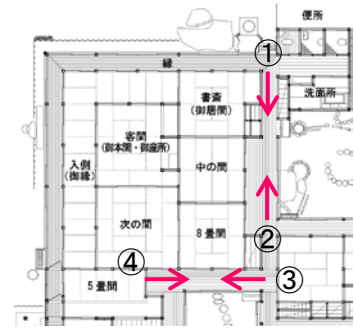
造作
洗面 (銅板・木): 基準 2

造作
蛇口: 基準 2

④

表座敷棟（内部）

廊下



建具
板戸：基準 2
引手金具：基準 2

造作
長押：基準 1

壁
上塗り：基準 2



①

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

造作
長押：基準 1

天井
板・竿縁：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1



②

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

設備類
感知器：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

設備類
感知器：基準 5

建具
板戸：基準 2
引手（木）：基準 2



③

造作
長押：基準 1

金物
釘隠し（代替品）：基準 3

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2



④

表座敷棟（内部）

5 畳間・東側の空間・廊下

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5



設備類
照明器具：基準 5

壁
板：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4



①

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木）：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1 ※左
引手金具：基準 1 ※右

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



② 壁
上塗り：基準 2

③

天井
化粧軒裏：基準 1

建具
板戸：基準 2



建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
板：基準 2



床
板：基準 1
絨毯：基準 4

④

⑤

表座敷棟（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（北面のみ）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1 基準 2 基準 2	大正 10 年以前（北面、当初ではない） 昭和 58 年に取替（南西面） 大正 10 年以降または平成 2～3 年に取替（その他）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	大正 10 年以降または平成 2～3 年に取替
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手（木） ※ガラス戸	基準 2	昭和 58 年に取替（南西面）
	格子（木）	基準 2	不明
	格子（鉄）	基準 2	不明
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（後補）
	庇（木）※便所	基準 2	不明
造作	欄間・ガラス ※側廻のみ	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
	木口隠し、隅飾	基準 2	当初か
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

※洗面所は大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし

表座敷棟（一覧）

内部

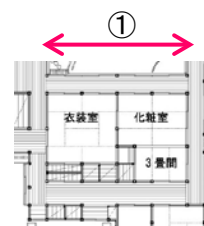
部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初
	床柱	基準 1	当初
床	板 ※便所を除く	基準 1	当初
	畳床	基準 1	平成 2～3 年に取替
	簀子 ※客間・床	基準 1	不明
	畳表	基準 2	平成 2～3 年に取替
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
	タイル ※便所	基準 4	不明
天井	板・竿縁	基準 1	当初
	化粧軒裏	基準 1	当初
	換気口 ※便所	基準 1	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
	タイル ※便所	基準 4	不明
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	不明
	ガラス窓・ガラス	基準 2	不明
	※洗面所と 5 畳間のみ		
	障子戸	基準 1	当初
	-ガラス	基準 1	当初
	-障子紙	基準 2	—
	襖戸	基準 1	当初
	-襖紙	基準 2	昭和 58 年にすべて貼替
	ガラス戸・障子戸腰板 （内部）	—	ガラス戸・障子戸と同様
	板戸（根柢）※戸袋内側	基準 1	当初
	板戸 ※次の間、入側	基準 1	当初
	板戸 ※上記以外	基準 2	不明
	【引手金具】	—	襖戸・板戸と同様
	襖戸 板戸 ※二の間、入側北端、天 袋、便所中央・奥）、 北側廊下、東側廊下 【引手（木）】 板戸 ※入側東端、戸袋内側、 便所手前、廊下洗 面）、洗面所、5 畳間		

表座敷棟（一覧）

造作	欄間（透かし彫刻）		基準 1	当初
	欄間（障子） -障子紙		基準 1 基準 2	当初 —
	欄間（ガラス）※便所を除く		基準 1	当初
	長押		基準 1	当初
	蛇口、洗面（銅板・木）		基準 2	大正 10 年以降の増築
	床まわり	無目	基準 1	当初
		落とし掛け	基準 1	当初
		蹴込板	基準 1	当初
		雑巾摺り	基準 1	当初
		天袋	基準 1	当初
		-襖紙	基準 2	不明
		地袋	基準 1	当初
		-襖紙	基準 2	不明
		地袋板戸	基準 1	当初
		地袋板	基準 1	当初
		地板	基準 1	当初
		引手金具	基準 1	当初
金具	釘隠し（代替品）		基準 3	平成 30 年以降
	蚊帳を吊るための金具		基準 1	不明
設備類	照明器具 ※5 畳間を除く		基準 3	平成 2～3 年に整備
	照明器具 ※5 畳間		基準 5	—
	空気管、感知器、スイッチ、防犯カメラ、消火器、表示（消火器）		基準 5	—
展示物	QR コード、解説板、表示（注意喚起）		基準 5	—
その他	便器、洗面など、使用防止措置 ※便所		基準 5	不明

※洗面所は大正 10 年以降の増築のため基準 1 はなし

中座敷棟（外部）



中座敷棟（内部）

衣装室



設備類
防犯カメラ：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

設備類
コンセント：基準 5



①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



②

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

展示物
解説板：基準 5

展示物
衣文掛け：基準 4



③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
長押：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

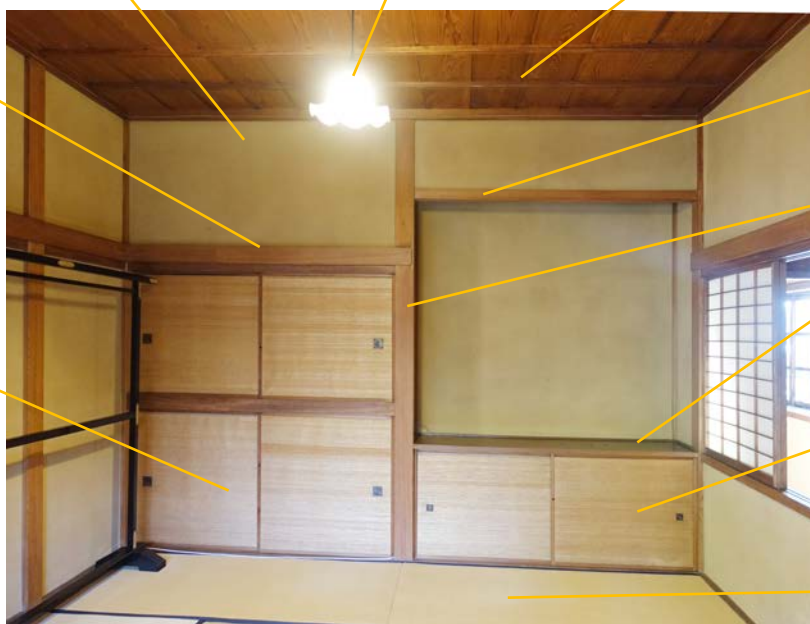
造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
地袋板：基準 1

造作
地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2



④

中座敷棟（内部）

化粧室



建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

腰板：基準 1

展示関係

テレビ：基準 5



その他

水屋 全て基準 3

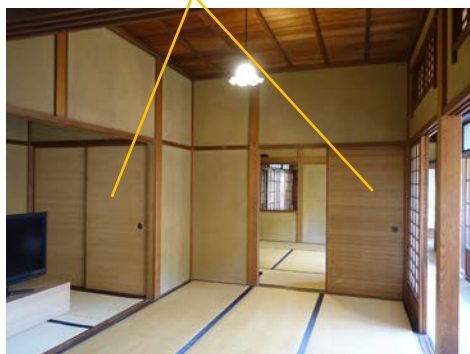
①

建具

襖戸：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1



造作

欄間（障子）：基準 1

障子紙：基準 2

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

腰板：基準 1



②

③



天井

板・竿縁：基準 1

壁

上塗り：基準 1

設備類

照明器具：基準 3

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

腰板：基準 1

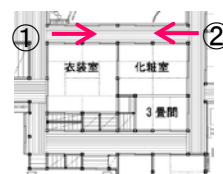
畳床：基準 1

畳表：基準 2

④

中座敷棟（内部）

廊下（西側）



①



②

中座敷棟（一覧）

外部

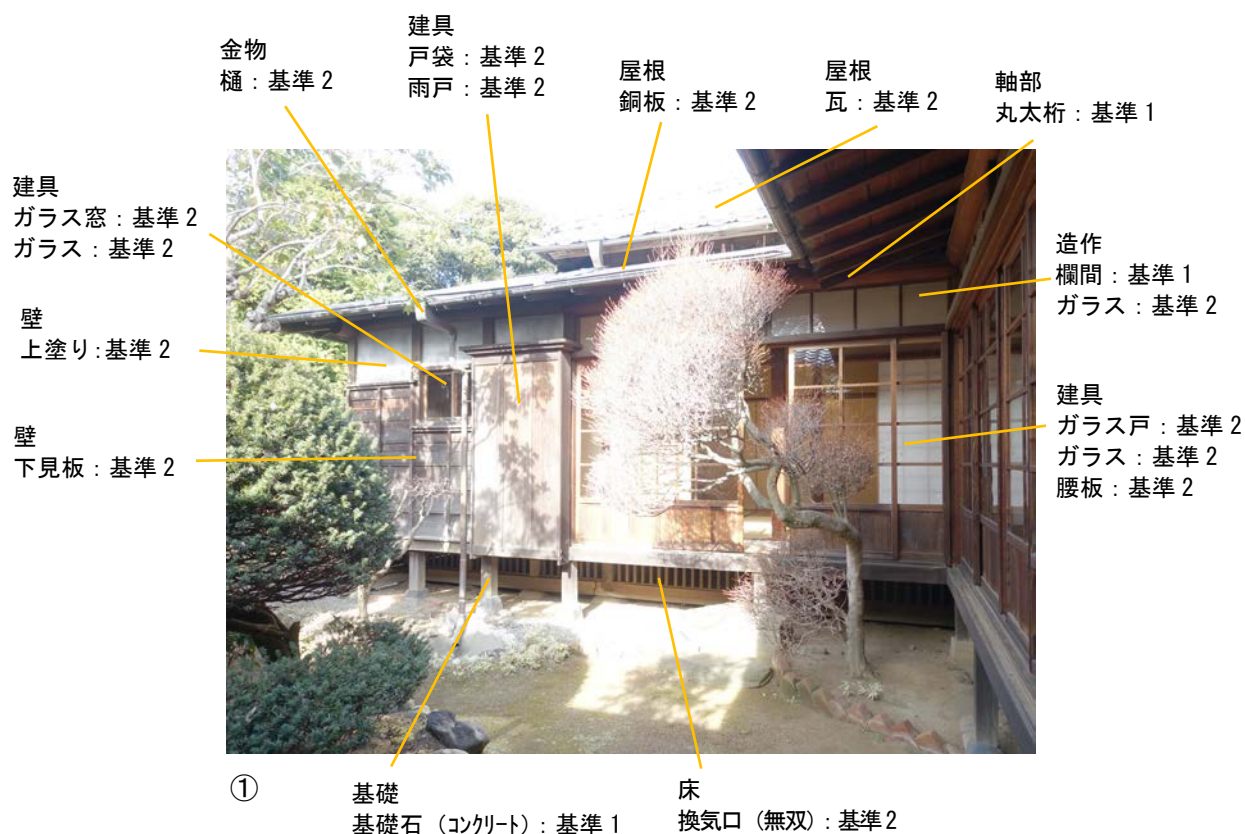
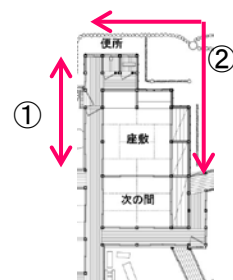
部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（西面のみ）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	—	—	—
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	引手金具	—	ガラス戸と同様
	戸袋 雨戸	基準 2 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理（後補）
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

中座敷棟（一覧）

内部

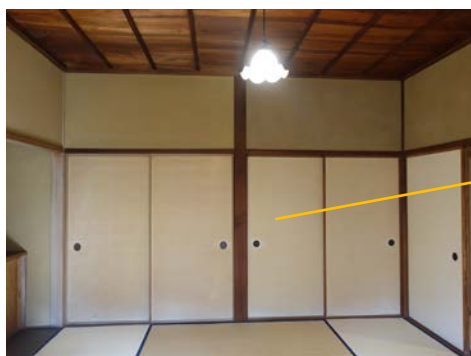
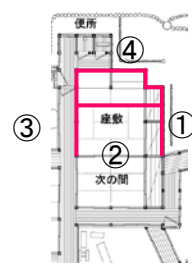
部位			基準	備考
軸部	丸太桁		基準 1	当初
	床柱		基準 1	当初
床	板		基準 1	当初
	畳床 畳表		基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	絨毯		基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁 化粧軒裏		基準 1 基準 1	当初 当初
	壁		基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子戸・窓 －障子紙		基準 1 基準 2	当初 －
	襖戸 －襖紙		基準 1 基準 2	当初 昭和 58 年にすべて貼替
	障子戸腰板		－	障子戸と同様
	欄間（障子） －障子紙		基準 1 基準 2	当初 －
	引手金具		－	襖戸と同様
造作	長押		基準 1	当初
	水屋		基準 3	平成 29 年以降の整備
	床まわり	無目	基準 1	当初
		地袋	基準 1	当初か
		－襖紙	基準 2	不明
地袋板		基準 1	当初	
	引手金具	基準 1	当初か	
金具	－		－	－
設備類	照明器具		基準 3	平成 2～3 年に整備
	防犯カメラ、コンセント		基準 5	－
展示物	衣文掛け		基準 4	－
	解説板、テレビ、表示 （案内）		基準 5	－
その他	水屋		基準 3	昭和 29 年以降に整備

奥座敷棟（外部）



奥座敷棟（内部）

座敷



建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

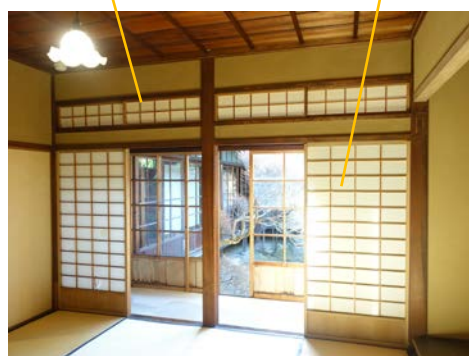
建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1
設備類
感知器：基準 5



②

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



③

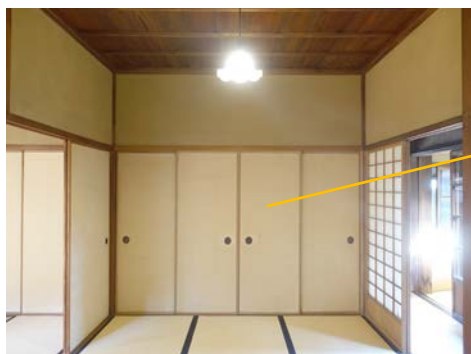
設備類
照明器具：基準 3
天井
板・竿縁：基準 1
壁
上塗り：基準 2
造作
無目：基準 1
建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1
造作
地袋板：基準 1
造作
地袋板戸：基準 1
引手（木）：基準 1
造作
地板：基準 1
展示物
解説板：基準 5
畳床：基準 1
畳表：基準 2
造作
落とし掛け：基準 1
軸部
床柱：基準 1
造作
雑巾摺り：基準 1
造作
床板：基準 1
造作
蹴込板：基準 1
設備類
空気管：基準 5



④

奥座敷棟（内部）

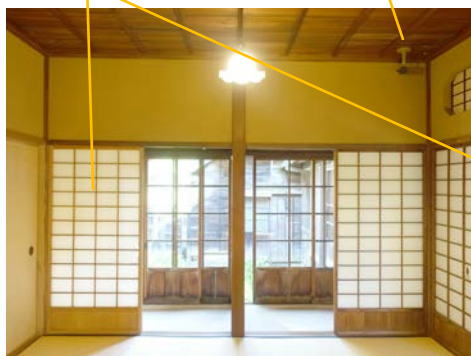
次の間



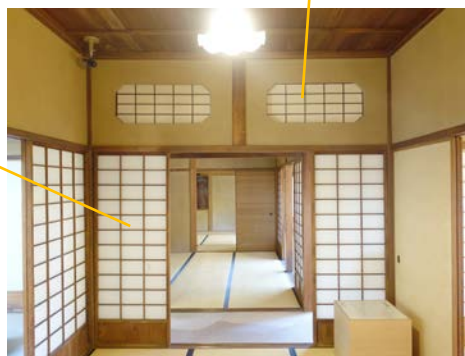
建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1
設備類
防犯カメラ：基準 5



造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



②

③

設備類
照明器具：基準 3
天井
板・竿縁：基準 1



展示物
解説板：基準 5

壁
上塗り：基準 2

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

置床：基準 1
置表：基準 2

④

奥座敷棟（内部）

廊下

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3



①

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4



建具
板戸（戸袋）：基準 1
※外部
戸袋：基準 2
雨戸：基準 1



天井
化粧軒裏：基準 1



②

設備類
感知器：基準 5

展示物
表示：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（板）：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手（木） ※一部

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

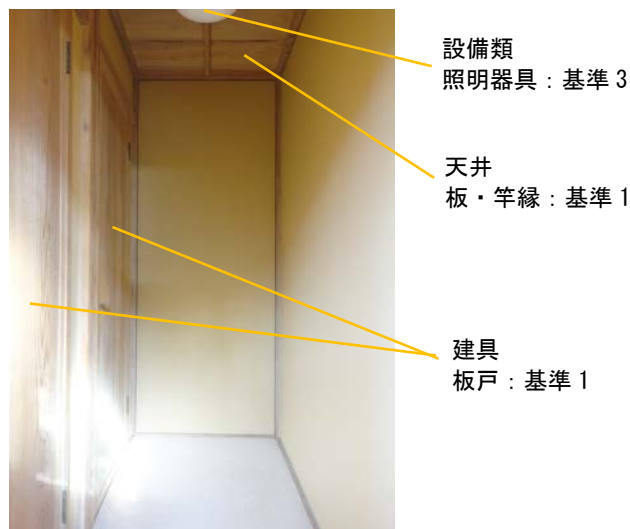
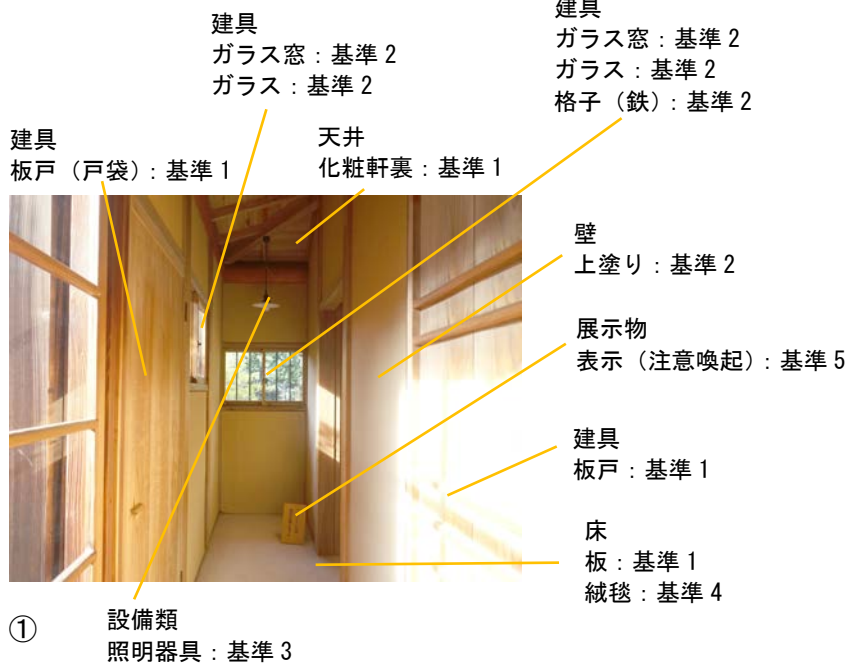
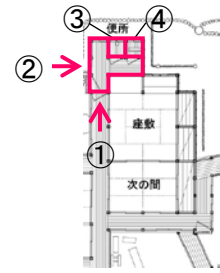
建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2



③

奥座敷棟（内部）

便所



③



④ ※同左

奥座敷棟（一覧）

外部 ※便所、床、床脇は復原

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	昭和 58 年に葺き替え
	銅板（縁庇）	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え（南面のみ）
		基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理 平成 2～3 年に復原（便所）
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降
	ガラス窓・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
	障子窓	基準 1	平成 2～3 年に復原（床脇）
	-障子紙	基準 2	平成 2～3 年に復原（床脇）
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に復原（北東隅）
造作	格子（鉄）	基準 2	平成 2～3 年に修理（後補）
		基準 2	平成 2～3 年に復原（床脇）
		基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替 平成 2～3 年に整備（便所）
設備類	避雷設備	基準 5	—
その他	—	—	—

奥座敷棟（一覧）

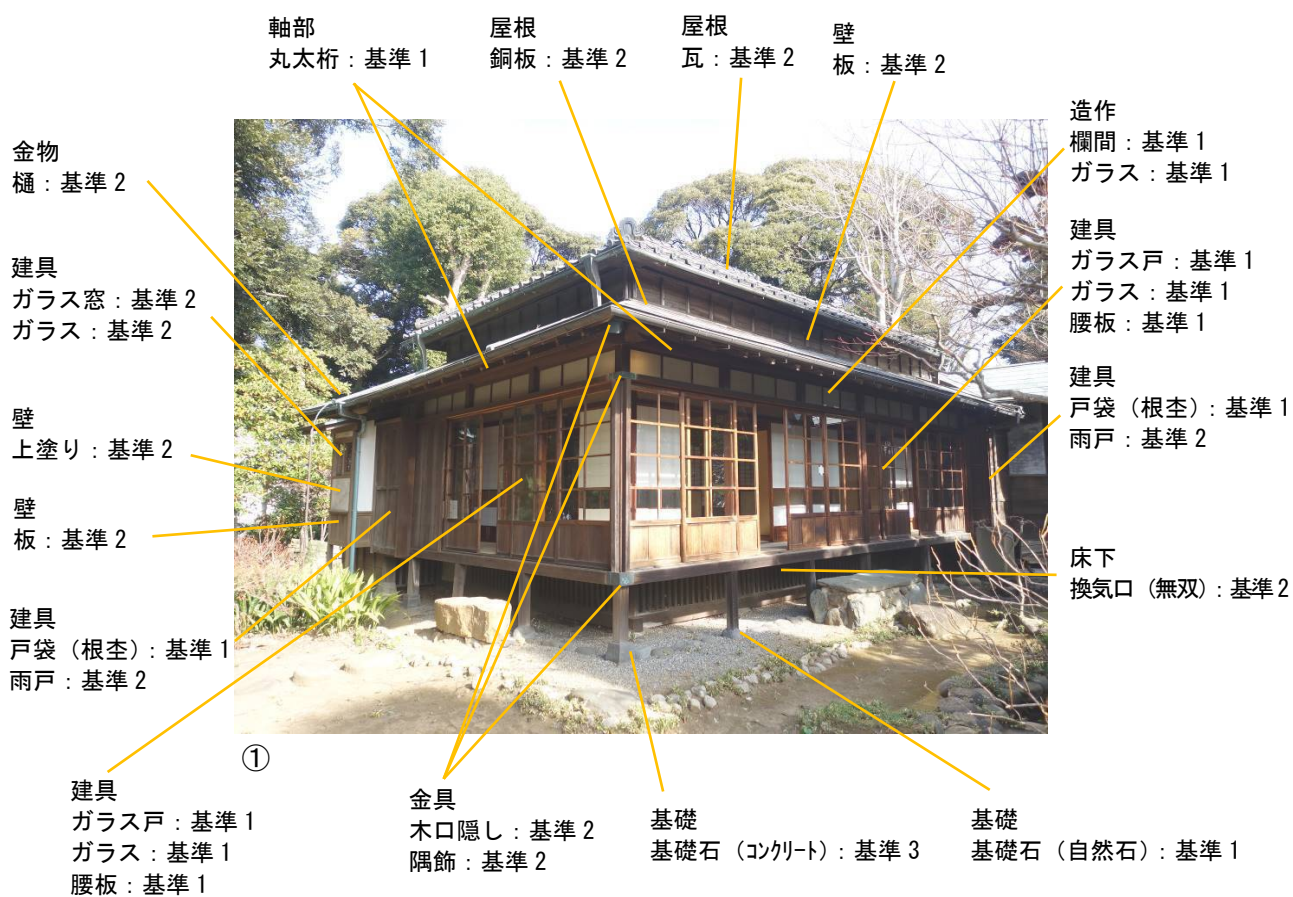
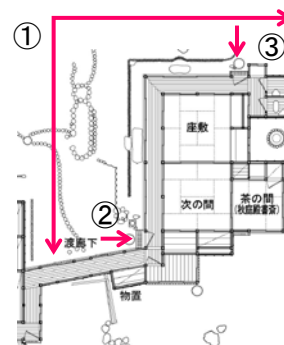
内部 ※便所、床、床脇は復原

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初
	床柱	基準 1	平成 2～3 年に復原
床	板	基準 1	当初
		基準 1	平成 2～3 年に復原（便所）
	畳床	基準 1	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	畳表	基準 2	平成 2～3 年に修理
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁	基準 1	当初
		基準 1	平成 2～3 年に復原（便所）
	化粧軒裏	基準 1	当初
		基準 1	平成 2～3 年に復原（北東廊下）
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
		基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
		基準 2	平成 2～3 年に復原（便所）
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	大正 10 年以降
	ガラス窓・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原（便所、北東廊下）
	障子戸・窓	基準 1	当初または平成 2～3 年に復原
	-障子紙	基準 2	—
	襖戸	基準 1	当初または平成 2～3 年に復原
	-襖紙	基準 2	昭和 58 年にすべて貼替
	ガラス戸・障子戸腰板（内部）	—	ガラス戸・障子戸と同様
造作	板戸	基準 1	平成 2～3 年に復原（便所）
	板戸（戸袋）	基準 1	平成 2～3 年に復原
	引手金具	—	襖戸と同様
	欄間（障子）	基準 1	当初または平成 2～3 年に復原
	-障子紙	基準 2	—
	床まわり	無目	平成 2～3 年に復原
		落とし掛け	平成 2～3 年に復原
		床板	平成 2～3 年に復原
		蹴込板	平成 2～3 年に復原
		雑巾摺り	平成 2～3 年に復原
		地袋板戸	平成 2～3 年に復原
		地袋板	平成 2～3 年に復原
		地板	平成 2～3 年に復原
		引手（木）	平成 2～3 年に復原
金具	—	—	—

奥座敷棟（一覧）

設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に整備
	感知器、空気管、防犯カメラ	基準 5	—
展示物	解説板、表示（案内、注意喚起）	基準 5	—
その他	便器	基準 1	平成 2～3 年に復原

離座敷棟（外部）

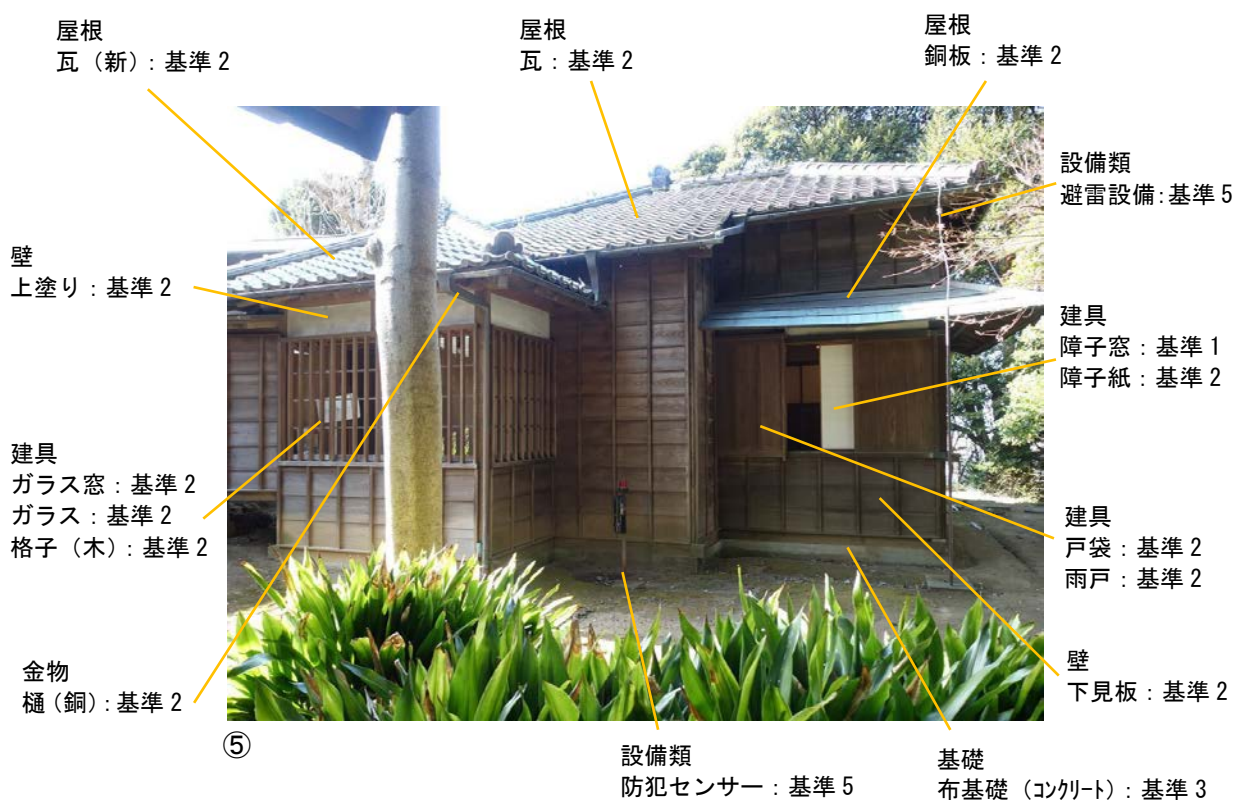
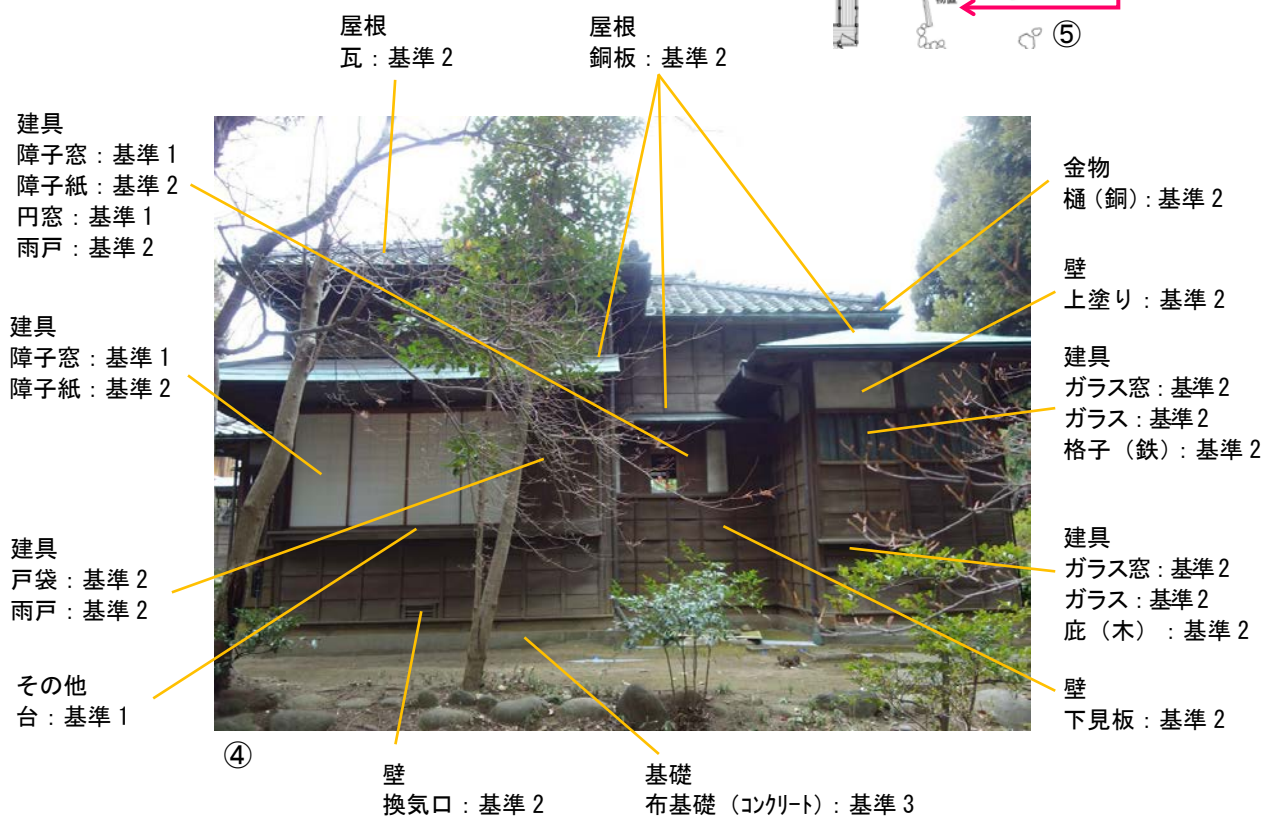
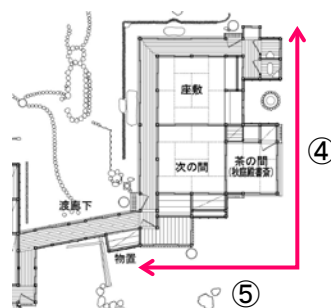


②南側の戸袋（根柢）

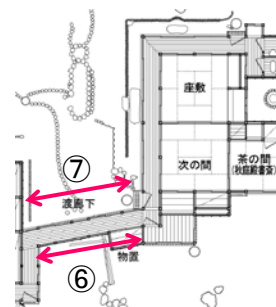


③西側の戸袋（根柢）

離座敷棟（外部）



離座敷棟（外部）



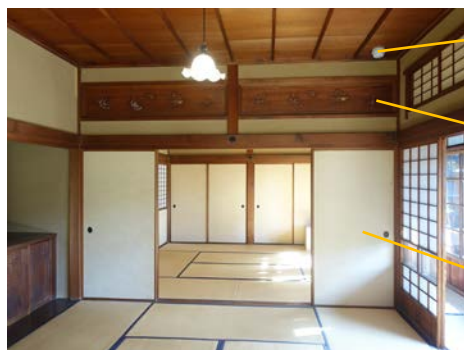
⑥



⑦

離座敷棟（内部）

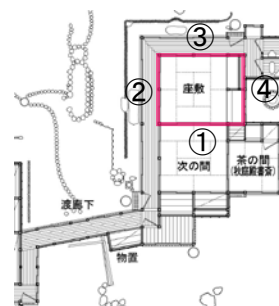
座敷



設備類
感知器：基準 5

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



①

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



建具
障子戸：基準 2
ガラス：基準 2
障子紙：基準 2
腰板：基準 2

②

③

設備類
空気管：基準 5

金具
釘隠し（代替品）：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

造作
落とし掛け：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
雑巾摺り：基準 1

造作
床板：基準 1

造作
蹴込板：基準 1



壁
上塗り：基準 2

造作
長押：基準 1

造作
無目：基準 1

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
円窓：基準 1

造作
地袋板：基準 1

建具
地袋板戸：基準 1
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

造作
地板：基準 1

④

離座敷棟（内部）

次の間



建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

①

設備類
感知器：基準 5
防犯カメラ：基準 5

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2



建具
障子戸：基準 2
ガラス：基準 2
障子紙：基準 2
腰板：基準 2

②

展示物
解説板：基準 5

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



③

壁
上塗り：基準 2

設備類
空気管：基準 5

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1



造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

造作
長押：基準 1

金具
釘隠し（代替品）：基準 3

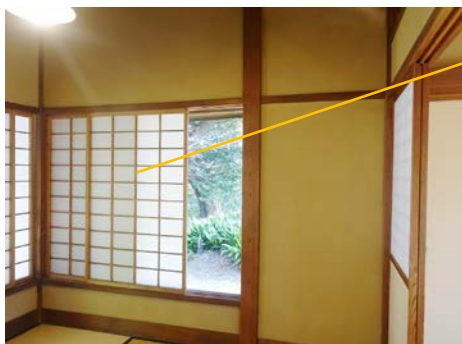
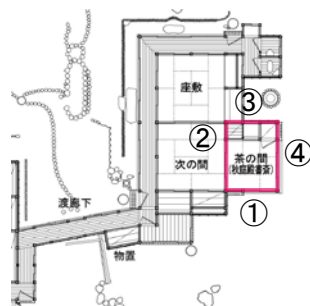
建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

離座敷棟（内部）

茶の間（秋庭殿書斎）



建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

①



全て基準 3
※④青枠内

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1

造作

欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具

板戸：基準 1

引手金具：基準 1

造作

襖：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1

建具

襖戸：基準 1

襖紙：基準 2

引手金具：基準 1



②



③

壁
上塗り：基準 2

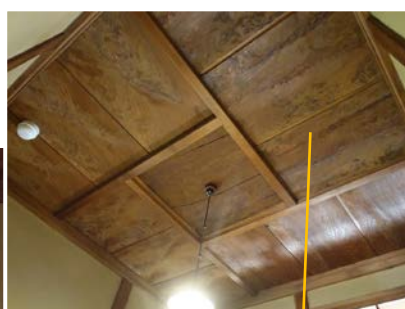
設備類
照明器具：基準 3

設備類
感知器：基準 5



④

畳床：基準 1
畳表：基準 2



天井
板（一枚物）：基準 1
縁：基準 1

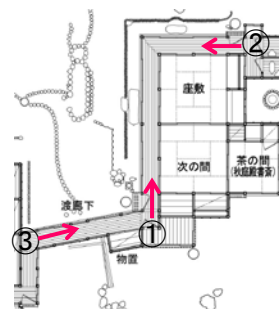
建具

障子窓：基準 1

障子紙：基準 2

離座敷棟（内部）

廊下



造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

設備類
発信機：基準 5

設備類
感知器：基準 5

設備類
スイッチ：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

建具
板戸（戸袋）：基準 1



①

軸部
丸太桁：基準 1

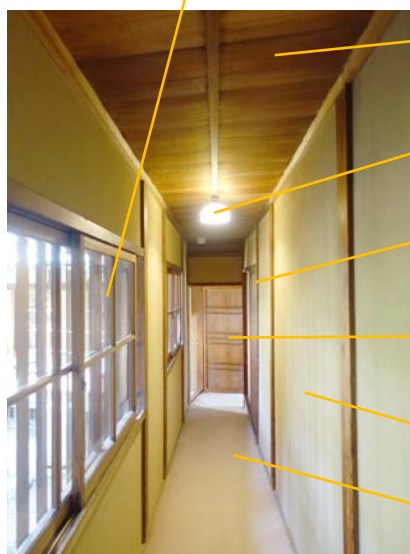
造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1



②

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2



③

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸（物置）：基準 1
引手金具：基準 1

建具
板戸：基準 1

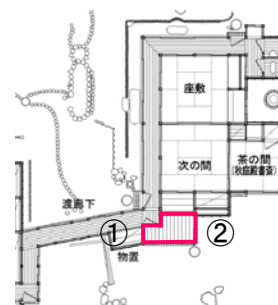
壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸（戸袋）：基準 1

離座敷棟（内部）



①

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1

設備類
スイッチ：基準 5

設備類
消火器：基準 5

展示物
クイズ：基準 5



②

設備類
照明器具：基準 3

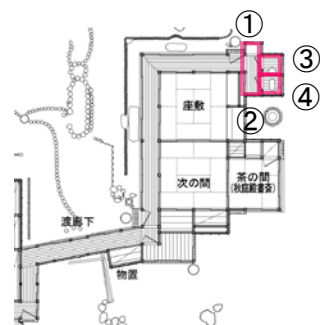
建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

離座敷棟（内部）

便所



①

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
板：基準 1

その他
天板：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1



②

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（鉄）：基準 2

壁
板：基準 1

その他
表示：基準 5

その他
便器：基準 4

床
板：基準 1



③

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2



④ ※同左

離座敷棟（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	当初か
	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
		基準 2	平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間）
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
		基準 2	平成 2～3 年に復原（便所、茶の間東面、物置）
床	換気口（無双）	基準 2	不明
	換気口	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1	大正 10 年以前（南西面、当初ではない）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原（手洗い、渡り廊下、次の間東側の空間）
	障子窓 -障子紙	基準 1	平成 2～3 年に復原
		基準 2	—
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	戸袋（根柢）	基準 1	当初（南西面）
	戸袋	基準 2	当初か（北面）
		基準 2	平成 2～3 年に復原（東面）
	雨戸	基準 2	戸袋と同様
造作	格子（木）	基準 2	平成 2～3 年に復原
	格子（鉄）	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	庇（木）	基準 2	不明
	円窓	基準 1	当初か
	欄間・ガラス	基準 1	当初
		基準 1	当初
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
	木口隠し、隅飾	基準 2	当初か
設備類	避雷設備、防犯センサー	基準 5	—
その他	台	基準 1	当初か（用途不明）

離座敷棟（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初
	床柱	基準 1	当初
床	板	基準 1	当初
		基準 1	平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間）
	畳床 畳表	基準 1 基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明） 平成 2～3 年に修理
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
天井	天井板・縁（一枚物）	基準 1	当初
	板・竿縁	基準 1	当初
		基準 1	後補（渡り廊下）
	化粧軒裏	基準 1	平成 2～3 年に復原（次の間東側の空間）
		基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理または復原
建具	障子戸	基準 2	不明（当初ではない、茶の間と次の間境は当初か）
	-ガラス	基準 2	不明（当初ではない）
	-障子紙	基準 2	—
	襖戸	基準 1	当初
	-襖紙	基準 2	昭和 58 年にすべて貼替
	障子戸腰板	—	障子戸と同様
	板戸	基準 1	当初（茶の間押入れ下段）
		基準 1	復原（渡り廊下の物置、次の間東側の空間）
		基準 1	当初か（上記以外）
	板戸（戸袋）	基準 1	当初か
造作	引手金具	基準 1	襖戸・板戸・障子戸と同様
	襖戸		
	板戸		
	※渡り廊下の物置、便所廊下		
	障子戸		
	※次の間と茶の間の境		
	欄間（透かし彫刻）	基準 1	当初
	欄間（障子）	基準 1	当初
	-障子紙	基準 2	—
	水屋	基準 3	平成 29 年以降の整備
	床まわり	長押	当初
		無目	当初
		落とし掛け	当初
		床板	当初

離座敷棟（一覧）

		蹴込板 雑巾摺り 地袋板戸 地袋板 地板 引手金具	基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1	当初 当初 当初 当初 当初 当初
金具	釘隠し（代替品）		基準 3	平成30年以降（離座敷棟は当初と形が異なる）
設備類	照明器具		基準 3	平成 2～3 年に整備
	空気管、感知器、発信機、スイッチ、防犯カメラ		基準 5	—
展示物	解説板		基準 5	—
その他	天板 ※手洗い		基準 1	平成 2～3 年に復原
	便器		基準 3	—
	表示		基準 5	—

玄関棟（外部）



壁
上塗り：基準 2

屋根
銅板：基準 2

屋根
瓦：基準 2

金物
樋：基準 2

壁
板：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子：基準 2

壁
下見板：基準 2

基礎
布基礎（コンクリート）：基準 3



①

設備類
室外機：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子：基準 2

格子（木）：基準 2
庇（木）：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2



②

金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

壁
下見板：基準 2

設備類
避雷設備：基準 5

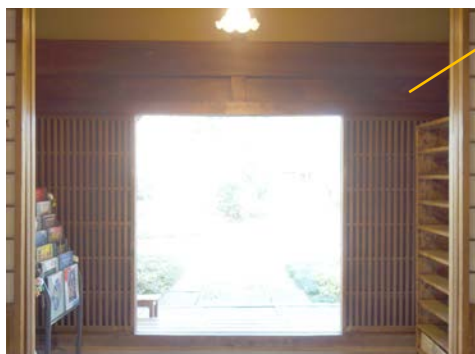
基礎
基礎石（コンクリート）：基準 3



③

玄関棟（内部）

表玄関



壁
板：基準 1



天井
板・竿縁：基準 1

①

天井



壁
板：基準 2

展示物
配架設備：基準 5



その他
下駄箱：基準 5

②

③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3



建具
板戸：基準 1

その他
踏台：基準 5

床
土間：基準 1

その他
絨毯：基準 4

壁
板：基準 2

その他
簀子：基準 5

④

玄関棟（内部）

寄付・玄関の間



設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

展示物
パネルなど：基準 5



①

畳床：基準 1
畳表：基準 2
絨毯：基準 4

展示物・物販
解説版など：基準 5

展示物
受付：基準 5

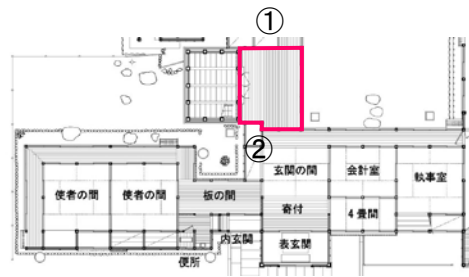


②

畳床：基準 1
畳表：基準 2

玄関棟（内部）

廊下



設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 4

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

設備類
スイッチ：基準 5
コンセント：基準 5

展示物
解説板：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4



①

造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

展示物
テーブル：基準 1
※昭武時代のもの

展示物
解説板：基準 5



②

玄関棟（内部）

廊下・会計室



①



②

③



④

⑤

執事室

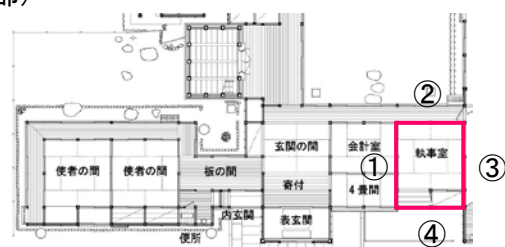
玄関棟（内部）



①

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



②



③

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
照明器具：基準 5

設備類
空調機・コンセント：基準 5

設備類
感知器：基準 5

壁
上塗り：基準 2

襖戸：基準 2
襖紙：基準 2
引手金具：基準 2

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2



④

畳床：基準 1
畳表：基準 2

玄関棟（一覧）

外部 ※会計室、4 畳間、執事室は保存修理工事の対象外

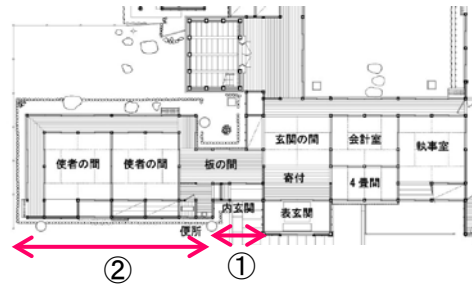
部位		基準	備考
基礎	布礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初
	障子戸 ※表玄関、執事室 -障子紙	基準 1	当初
		基準 2	—
	格子（木）	基準 2	不明
	戸袋	基準 2	当初か
	雨戸	基準 2	当初か
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	避雷設備、室外機	基準 5	—
その他	—	—	—

玄関棟（一覧）

内部 ※会計室、4 畳間、執事室は保存修理工事の対象外

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初
床	板	基準 1	当初
	畳床	基準 1	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	畳表	基準 2	平成 2～3 年に修理
	土間	基準 1	当初
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁	基準 1	当初
	化粧軒裏	基準 1	当初
	換気口 ※近年のもの	基準 4	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子戸・窓	基準 1	当初
	-障子紙	基準 2	—
	襖戸 ※執事室の押入	基準 2	後補
	-襖紙	基準 2	—
	障子戸腰板	—	障子戸と同様
	板戸 ※表玄関	基準 1	当初（4 枚の内 2 枚は復原）
造作	引手金具	—	襖戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
	欄間・ガラス	基準 1	当初
金具	—	—	—
設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に整備
	照明器具（蛍光灯、スポット）	基準 5	保存修理工事対象外
	感知器、発信機、消火器、空調機、コンセント	基準 5	—
展示物	テーブル	基準 1	昭武時代のもの
	解説板、表示（案内など）、配架設備、パネルなど	基準 5	—
その他	下駄箱、踏台、簀子、受付	基準 5	—

玄関棟・使者の間（外部）



金物
樋：基準 2

壁
上塗り：基準 2



建具
板戸：基準 1

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

①

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
格子（木）：基準 2
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2
庇（木）：基準 2



壁
下見板：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
庇（木）：基準 2

壁
換気口など：基準 2

金物
樋：基準 2

②

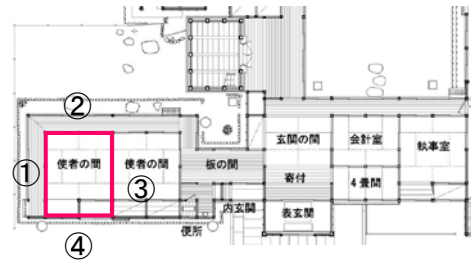
玄関棟・使者の間（外部）



④

玄関棟・使者の間（内部）

使者の間



造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

①

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



②



③

壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2
格子（木）：基準 2

床
板：基準 1（一枚物）

造作
無目：基準 1

軸部
床柱：基準 1

造作
地袋板：基準 1

地袋：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④



玄関棟・使者の間（内部）

使者の間



造作
欄間（障子）：基準 1
障子紙：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2

①

建具

障子戸：基準 1
障子紙：基準 2

展示物
解説板：基準 5



②

建具

襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1



③

造作
欄間（透かし彫刻）：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1



壁
上塗り：基準 2

建具
襖戸：基準 1
襖紙：基準 2
引手金具：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

④

玄関棟・使者の間（内部）



設備類
感知器：基準 5

天井
化粧軒裏：基準 1

軸部
丸太桁：基準 1



①

造作
欄間（板）：基準 1

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1



②



③

天井
板・竿縁：基準 1

設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

設備類
発信機：基準 5

設備類
消火器：基準 5

玄関棟・使者の間（内部）

便所の北側の空間



建具

ガラス窓：基準 2

ガラス：基準 2

格子（木）：基準 2

天井

板・竿縁：基準 1

設備類

照明器具：基準 3



壁

上塗り：基準 2

建具

板戸：基準 1

引手金具：基準 1

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

腰板：基準 1

①

床

板：基準 1



建具

板：基準 1

引手金具：基準 1

展示物

表示など：基準 5

設備類

コンセント：基準 5

設備類

感知器：基準 5

②

玄関棟・使者の間（内部）

内玄関



①

天井
化粧軒裏：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
板戸：基準 1

展示類
結界：基準 5



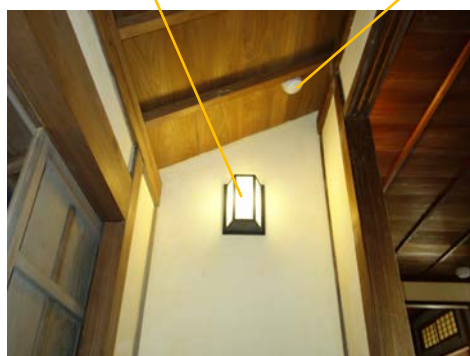
②

床
板：基準 1

床
土間：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

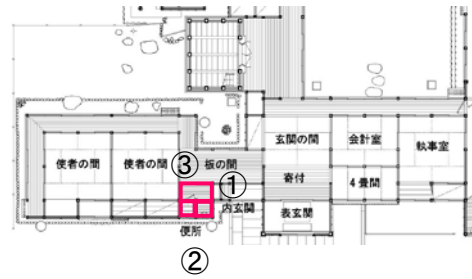
設備類
感知器：基準 5



上部

玄関棟・使者の間（内部）

便所



壁
上塗り：基準 2

天井
化粧軒裏：基準 1



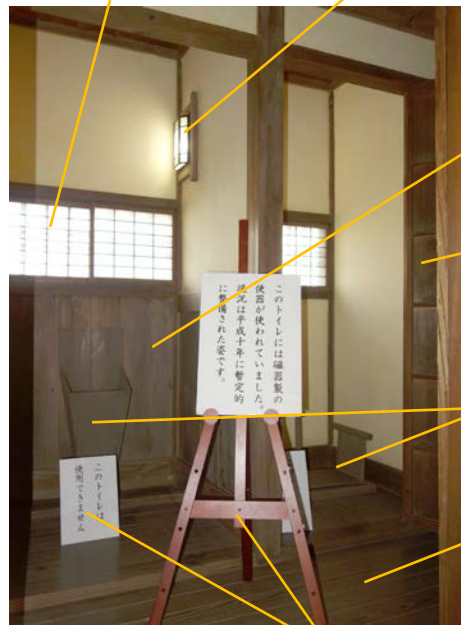
①

造作
洗面（銅板）：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

設備類
照明器具：基準 3



②

壁
板：基準 2

建具
板：基準 1
引手金具：基準 1

その他
便器（復原）：基準 1

床
板：基準 1

展示物
解説板、注意書き：基準 5



③

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1

玄関棟・使用者の間（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	基礎石（自然石）	基準 1	平成 10 年に復原
	基礎石（コンクリート）	基準 3	不明
軸組	丸太桁	基準 1	平成 10 年に復原
屋根	瓦	基準 2	平成 10 年に復原
	銅板	基準 2	平成 10 年に復原
床	換気口（横板）	基準 2	平成 10 年に復原
	換気口など	基準 2	平成 10 年に復原
壁	上塗り	基準 2	平成 10 年に復原
	下見板など	基準 2	平成 10 年に復原
建具	ガラス戸・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	ガラス窓・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	ガラス戸腰板（雨戸あり）	—	ガラス戸と同様
	板戸	基準 1	平成 10 年に復原
	戸袋	基準 2	平成 10 年に復原
	雨戸	基準 2	平成 10 年に復原
	格子（木）	基準 2	平成 10 年に復原
造作	庇（木）	基準 2	平成 10 年に復原
	欄間（板）	基準 1	平成 10 年に復原
金物	樋（銅）	基準 2	平成 10 年に復原
	隅飾	基準 2	平成 10 年に復原
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

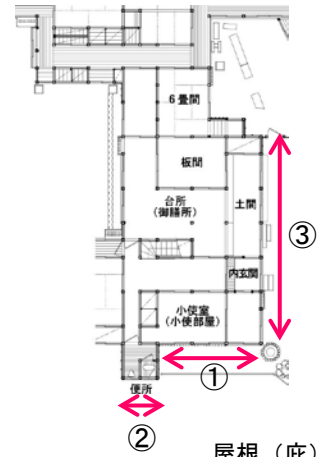
玄関棟・使用者の間（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	平成 10 年に復原
	床柱	基準 1	平成 10 年に復原
床	板（一枚物） ※南側の部屋の押入内部板	基準 1	平成 10 年に復原
		基準 1	平成 10 年に復原
	畳床	基準 1	平成 10 年に復原
	畳表	基準 2	平成 10 年に復原
	土間	基準 1	平成 10 年に復原
天井	板・竿縁 復原便所確認	基準 1	平成 10 年に復原
	化粧軒裏	基準 1	平成 10 年に復原
壁	上塗り	基準 2	平成 10 年に復原
	板	基準 2	平成 10 年に復原
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	平成 10 年に復原
	障子戸・窓 -障子紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	襖戸 -襖紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	障子戸腰板	—	障子戸と同様
	板戸	基準 1	平成 10 年に復原
	引手金具 ※板の間北端・南東側、洗面	基準 1	襖戸・板戸と同様
	格子（木）	基準 2	平成 10 年に復原
造作	欄間（透かし彫刻）	基準 1	平成 10 年に復原
	欄間（障子） -障子紙	基準 1 基準 2	平成 10 年に復原 —
	洗面（銅板）	基準 1	平成 10 年に復原
	床まわり	無目 地袋 -襖紙 地袋板 引手金具	基準 1 基準 1 平成 10 年に復原 平成 10 年に復原 — 平成 10 年に復原 平成 10 年に復原
金具	—	—	—
設備類	照明器具	基準 3	平成 10 年に整備
	感知器、発信機、消火器、 コンセント	基準 5	—
展示物	解説板、表示（案内、注意喚起など）、結界	基準 5	—
その他	便器	基準 1	平成 10 年に復原

台所棟（外部）

※中庭（玄関棟）に面する部分は中庭に記載する。



台所棟一階（内部）

台所（御膳所）

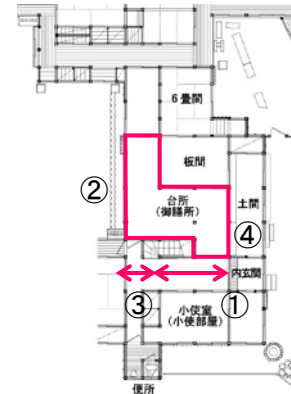
設備類
ブレーカー：基準 5



建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
引手金具：基準 2

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

設備類
スイッチ：基準 5



①

設備類
感知器：基準 5

軸部
柱（補強）：基準 3



建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

②

設備類
感知器：基準 4

建具
板戸：基準 1



③

設備類
配線カバー：基準 5

天井
板・根太：基準 1

設備類
照明器具：基準 3

軸部
柱（補強）：基準 3

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（竹）：基準 2

設備類
シンク：基準 5

床
板：基準 1
絨毯：基準 4



④

台所棟一階（内部）

板間



①

天井
板・根太：基準 1
設備類
照明器具：基準 5
壁
上塗り：基準 2
建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3
床
板：基準 1
絨毯：基準 4



②

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3



③

建具
ガラス戸：基準 3
ガラス：基準 3
腰板：基準 3
引手（木）：基準 3

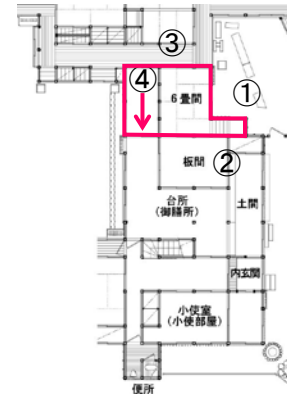


④

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

台所棟一階（内部）

6 畳間



設備類
照明器具：基準 5

天井
板・竿縁：基準 1



壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2
引手金具：基準 2

①

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1



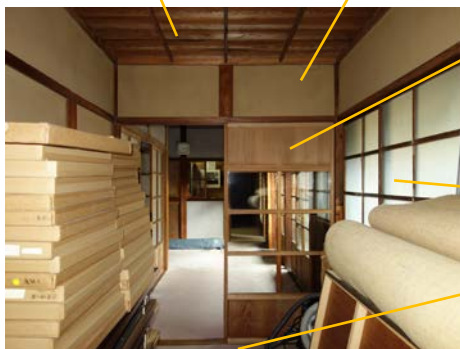
②

建具
板戸：基準 1
引手金具：基準 1
畳床：基準 1
畳表：基準 2
設備類
感知器：基準 5



③

天井
板・竿縁：基準 1
壁
上塗り：基準 2



建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
板：基準 2

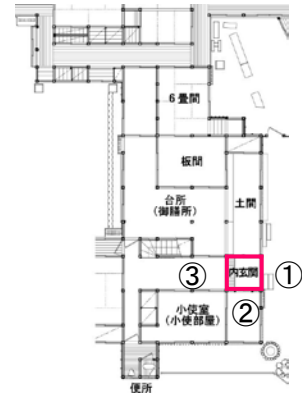
建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

④

台所棟一階（内部）

土間（東側）



建具

ガラス戸：基準 3

ガラス：基準 3

腰板：基準 3

壁

上塗り：基準 2



①



②

建具

ガラス窓：基準 1

ガラス：基準 1

引手金具：基準 1

床

土間：基準 2



③

建具

障子戸：基準 1

障子紙：基準 2

腰板：基準 1

建具

板戸：基準 1

※引手金具欠失か

造作

小上がり：基準 1

天井

化粧軒裏：基準 1



天井

台所棟一階（内部）

南面

内玄関・土間（西側）



建具

板戸：基準 1

引手（木）：基準 1

設備類

感知器：基準 5

天井

化粧軒裏：基準 1



壁

上塗り：基準 2

設備類

照明器具：基準 5

造作

小上がり：基準 3

床

土間：基準 2

①



②

設備類

表示：基準 5

設備類

消火器：基準 5



設備類

スイッチ：基準 5

壁

上塗り：基準 2

建具

板戸：基準 1

※引手金具欠失か

造作

階段：基準 1

③

台所棟一階（内部）

小使室（小使部屋）



設備類
エアコン：基準 5

設備類
コンセント：基準 5

設備類
照明器具：基準 5



設備類
感知器：基準 5

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
畳床：基準 1
畳表：基準 2
絨毯：基準 5

①

天井
板・竿縁：基準 1

建具
板戸：基準 1
※引手金具欠しか



②

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1



③



建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
引手金具：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
カーテン：基準 5

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 1
腰板：基準 1

④



⑤

台所棟一階（内部）

便所



天井
化粧軒裏：基準 1

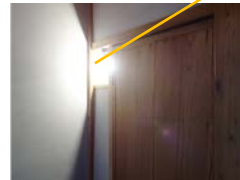
壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2
格子（木）：基準 2

その他
便器：基準 4

床
板（新）：基準 1

設備類
照明：基準 5
左：大便所 右：小便所



①

設備類
照明器具：基準 5

設備類
防犯設備：基準 5



天井
板・竿縁：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
障子戸：基準 1
障子紙：基準 2
腰板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

②

設備類
副受信機：基準 5

設備類
配線などの格納箱：基準 5



壁
上塗り：基準 2

設備類
照明器具：基準 5

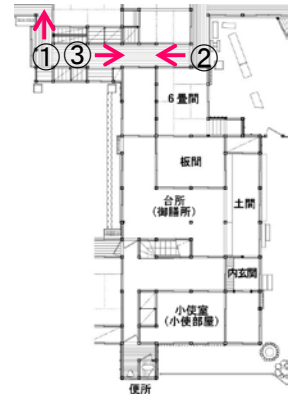
設備類
スイッチ：基準 5

建具
板戸：基準 1

③

台所棟一階（内部）

廊下（衣装室および化粧室の東側）



天井
板・竿縁：基準 1

壁
板：基準 1

壁
上塗り：基準 2

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
天板：基準 1

床
板：基準 1
絨毯：基準 4

①

建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1 ※奥
引手金具：基準 1 ※手前

設備類
照明器具：基準 3



②

設備類
コンセント：基準 5

設備類
検出器（空気管）：基準 5

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2

設備類
非常ベル：基準 5

設備類
消火器：基準 5



③

建具
板戸：基準 1

壁
板：基準 1

建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2

その他
天板：基準 1

台所棟二階（内部）

女中部屋



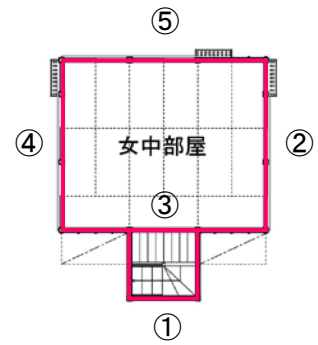
天井
板：基準 1

壁
板：基準 1

造作
手すり：基準 1

床
板：基準 1

①



設備類
照明器具：基準 5

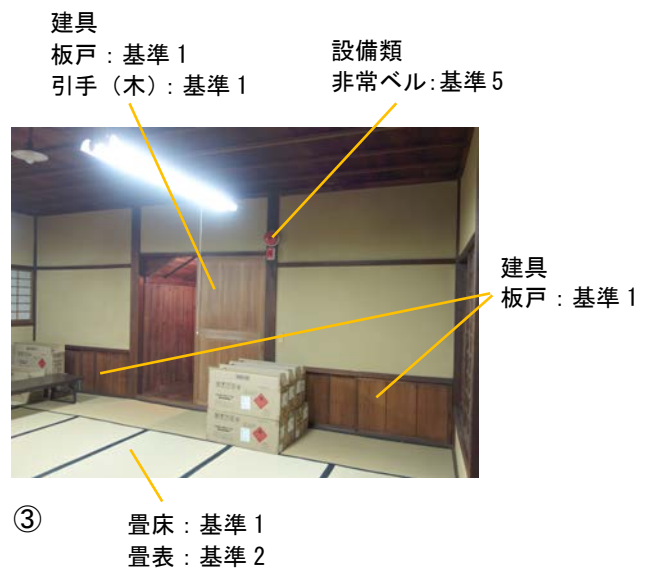
設備類
照明器具：基準 3

天井
板・竿縁：基準 1

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

壁
上塗り：基準 1

②



建具
板戸：基準 1
引手（木）：基準 1

設備類
非常ベル：基準 5

建具
板戸：基準 1

畳床：基準 1
畳表：基準 2

③



設備類
感知器：基準 5

建具
障子窓：基準 1
障子紙：基準 2

④



壁
板：基準 1

⑤

台所棟（一覧）

外部（一階） ※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年に整備
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え(6 畳間部分のみ)
床	換気口	基準 2	不明
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原（廊下北端）
		基準 3	平成 2～3 年に整備
	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初（小使室北東面か）
		基準 1	平成 2～3 年に復原（台所北面）
		基準 2	後補（便所）
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	格子（木）	—	ガラス窓と同様
	格子（竹）※土間北側	—	ガラス窓と同様
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初）
	庇（木・銅板）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備、屋外消火栓、 防犯センサー、室外機	基準 5	—

台所棟（一覧）

外部（二階） ※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
基礎	—	—	—
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	最終葺き替え時期不明
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子窓	基準 1	当初
	-障子紙	基準 2	—
	戸袋	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初）
	雨戸	基準 2	平成 2～3 年に修理（当初、一部復原）
	庇（木・銅板）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に取替
設備類	避雷設備、屋外消火栓、 防犯センサー、室外機	基準 5	—

台所棟（一覧）

内部（一階） ※小使室は保存修理工事対象外 ※便所改修したか確認

部位		基準	備考
軸部	柱（補強）	基準 3 基準 3	平成 2～3 年に修理 保存修理工事後
床	板	基準 1	後補か（旧階段部分は復原）
	畳床	基準 1	平成 2～3 年に修理（当初か不明）
	畳表	基準 2	平成 2～3 年に修理
	土間	基準 1	当初か（台所西寄り）は復原）
	絨毯 ※小使室を除く 小使室	基準 4 基準 5	昭和 58 年以降 —
天井	板・根太・竿縁 化粧軒裏	基準 1 基準 1	当初（旧階段部分は復原） 当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2 基準 3	後補 平成 2～3 年に整備（板間）
	ガラス窓・ガラス	基準 2	後補
	障子戸	基準 1 基準 1	当初 平成 2～3 年に復原か（小使室間仕切り）
	—障子紙	基準 2	—
	ガラス戸・障子戸腰板	—	ガラス戸・障子戸と同様
	板戸	基準 1 基準 3	当初 平成 2～3 年に整備（6 畳間東面など）
	【引手金具】 ガラス戸 ※板間 ガラス窓 ※台所、6 畳間北側、内 玄関東側、小使室東側 板戸 ※台所、6 畳西側、廊下 【引手（木）】 板戸 ※6 畳間東側、土間西 端、廊下	—	ガラス戸・ガラス窓・板戸と同様
	格子（木）	基準 2	不明
造作	小上がり	基準 3	平成 2～3 年に整備
	階段、手すり	基準 1	平成 2～3 年に復原
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯）	基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 保存修理工事対象外

台所棟（一覧）

	ブレーカー、スイッチ、感知器、配線カバー、シンク、消火器、消火器の表示、エアコン、コンセント、防犯設備、副受信機、配線などの格納箱、発信機、検出器（空気管）、非常ベル	基準 5	—
その他	天板	基準 1	当初か
	便器	基準 4	—
	カーテン	基準 4	—

内部（二階） ※小使室は保存修理工事対象外

部位		基準	備考
軸部	—	—	—
床	板 ※階段部分	基準 1	平成 2～3 年に復原
	畳床	基準 1	平成 2～3 年に修理（当初か不明、旧階段部分は復原）
	畳表	基準 2	平成 2～3 年に修理
天井	板・竿縁	基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	障子窓	基準 1	当初
	—障子紙	基準 2	—
	板戸	基準 1 基準 1	当初か（押入） 平成 2～3 年に復原（出入口）
	引手金具	—	板戸と同様
造作	手すり	基準 1	平成 2～3 年に復原
設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に整備
	照明器具（蛍光灯）	基準 5	保存修理工事対象外
	非常ベル、感知器	基準 5	—
その他	—	—	—

湯殿棟（外部）

金物
樋：基準 2

屋根
銅板：基準 2

壁
上塗り：基準 2



建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

建具
戸袋：基準 2
雨戸：基準 2

壁
下見板：基準 2

その他
床下の侵入防止：基準 5

①

屋根
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2



建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

壁
上塗り：基準 2

壁
下見板：基準 2

建具
無双窓：基準 2
庇（木）：基準 2

②

建具
無双窓：基準 2

建具
板戸：基準 2

基礎
布基礎（コンクリート）：基準 3

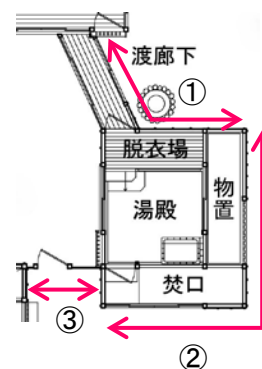


屋根（庇）
銅板：基準 2

建具
板戸：基準 2

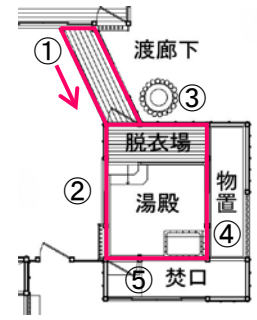
板塀：基準 2

③



湯殿棟（内部）

脱衣場・湯殿・渡廊下



天井
化粧軒裏：基準 1

設備類
感知器：基準 5

金物
用途不明：基準 1

造作
欄間：基準 1
ガラス：基準 1
格子（木）：基準 2



建具
ガラス窓：基準 2
ガラス：基準 2

壁
上塗り：基準 2

床
板：基準 1
絨毯：基準 4



建具
ガラス窓：基準 1
ガラス：基準 1

その他
棚：基準 1

壁
板：基準 2

建具
ガラス戸：基準 2
ガラス：基準 2
腰板：基準 2
引手金具：基準 2

① 建具
板戸：基準 1

設備類
スイッチ：基準 5

設備類
検出器：基準 5

②

天井
板・竿縁：基準 1

造作
欄間：基準 2
ガラス：基準 2



造作
手すり：基準 1

展示関係
結界：基準 5



③

④



壁
上塗り：基準 2

壁
モルタル研ぎ出し：基準 1

建具
板戸：基準 1

天井
板・網代組：基準 1

設備類
照明器具：基準 3



⑤ 造作
蓋：基準 2

造作
浴槽：基準 2

造作
蛇口：基準 2

床
土間：基準 1

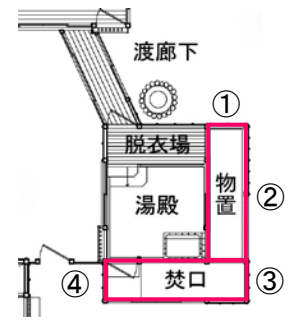
展示物
解説板：基準 5

天井

設備類
感知器：基準 5

湯殿棟（内部）

物置・焚口



設備類
不明：基準 5

壁
上塗り：基準 2

壁
板：基準 2



①

建具
無双窓：基準 2



②

建具
板戸：基準 2



③

設備類
不明：基準 5

天井
化粧軒裏：基準 1



④

湯殿（一覧）

外部

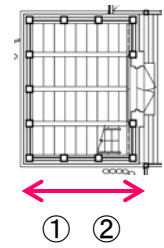
部位		基準	備考
基礎	布基礎（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年の整備
軸組	丸太桁	基準 1	当初
屋根	銅板	基準 2	平成 2～3 年に葺き替え
床	—	—	—
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	下見板など	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	ガラス窓・ガラス	基準 1	当初
		基準 2	平成 2～3 年に復原（渡り廊下）
	板戸	基準 2	当初か
		基準 2	平成 2～3 年に復原（台所棟との間）
	戸袋 雨戸	基準 2	平成 2～3 年に復原
		基準 2	平成 2～3 年に復原
造作	無双窓	基準 2	当初か
	庇（木）	基準 2	不明
造作	欄間・ガラス	基準 1	当初
	格子（木） ※欄間	基準 2	当初か
金物	樋（銅）	基準 2	平成 2～3 年に修理か
設備類	—	—	—
その他	板塀	基準 2	平成 2～3 年に復原
	床下の侵入防止対策	基準 5	—

湯殿（一覧）

内部

	部位	基準	備考
軸部	—	—	—
床	板	基準 1	当初
	絨毯	基準 4	—
	土間（モルタル）	基準 1	当初（物置西側は復原）
天井	板・竿縁	基準 1	当初
	化粧軒裏	基準 1	当初
	網代組	基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
	モルタル研ぎ出し	基準 1	当初
建具	ガラス戸・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原
	ガラス窓・ガラス	基準 2	平成 2～3 年に復原か
	ガラス戸腰板	—	ガラス戸と同様
	板戸	基準 1	当初
	引手金具	—	ガラス戸と同様
造作	欄間・ガラス	基準 2	不明
	手すり	基準 1	当初
	階段（モルタル研ぎ出し）	基準 1	当初
	浴槽	基準 2	昭和初期
	蛇口	基準 2	不明
金具	用途不明	基準 1	不明
設備類	照明器具	基準 3	平成 2～3 年に既存を補修
	感知器、スイッチ、検出器、不明、	基準 5	—
展示物	解説板、結界	基準 5	—
その他	棚	基準 1	不明
	浴槽の蓋	基準 2	不明

内蔵（外部）



屋根
瓦：基準 2

屋根（庇）
銅板：基準 2

金物
樋：基準 2

建具
土戸：基準 1
上塗り：基準 2
金物
肘金物、門など：基準 1

袖板（木）：基準 2

壁
モルタル洗い出し仕上げ：基準 2

①



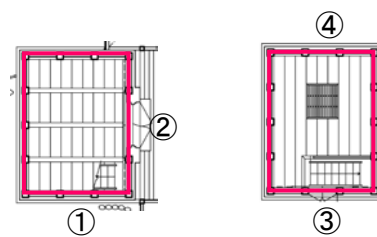
金物
折れ釘：基準 1

壁
モルタル洗い出し仕上げ：基準 2

基礎
基礎石（自然石）：基準 1

②

内倉棟（内部）



一階

二階

一階

壁板：基準 1
造作階段：基準 1
その他用途不明：基準 1



①

床板：基準 1

建具
土戸：基準 1
上塗り：基準 2
金物
肘金物：基準 1
建具
網戸：基準 1
網：基準 2
展示関係結界：基準 5



②

二階

天井化粧軒裏：基準 1



③

床板：基準 1
造作手すり：基準 1

壁
上塗り：基準 2
壁板：基準 1
建具
板戸：基準 1
建具
面格子（鉄）：基準 1
建具
網戸：基準 1
網：基準 2

その他
棚：基準 1



④

床板（格子）：基準 1

内蔵（一覧）

外部

部位		基準	備考
基礎	布基礎（自然石）	基準 1	当初
軸組	—	—	—
屋根	瓦	基準 2	最終葺き替え時期不明
	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	モルタル洗い出し仕上げ	基準 2	当初
建具	土戸	基準 1	当初
	—上塗り	基準 2	当初か
造作	袖板（木）	基準 2	当初か
金物	折れ釘、肘金物、門など	基準 1	当初
	樋（銅）	基準 2	不明
設備類	—	—	—
その他	—	—	—

内蔵（一覧）

内部

部位		基準	備考
軸部	—	—	—
床	板	基準 1	当初
	格子（床面）	基準 1	当初
天井	化粧軒裏	基準 1	当初
壁	上塗り	基準 2	不明
	板	基準 1	当初
建具	土戸 -上塗り	基準 1 基準 2	当初 当初か
	網戸 -網	基準 1 基準 2	当初 不明
	板戸	基準 1	当初
	面格子（鉄）	基準 2	当初
造作	階段	基準 1	当初
	手すり	基準 1	当初
金物	肘金物	基準 1	当初
設備類	—	—	—
展示物	結界	基準 5	—
その他	用途不明	基準 1	不明
	棚	基準 1	不明

渡廊下棟（外部） 指定範囲外

建具

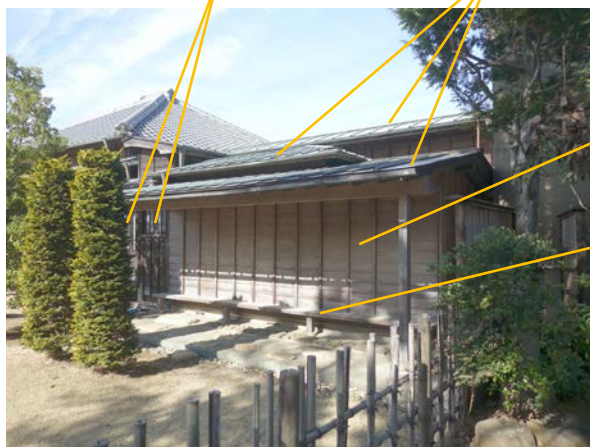
ガラス窓：基準 4

ガラス：基準 4

格子（木）：基準 2

屋根

銅板：基準 2

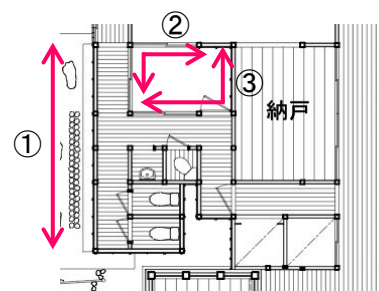


壁

下見板：基準 4

その他

腰掛：基準 4



①

金物

樋：基準 2

建具

ガラス窓：基準 4

ガラス：基準 4

庇（木）：基準 2



壁

下見板：基準 2

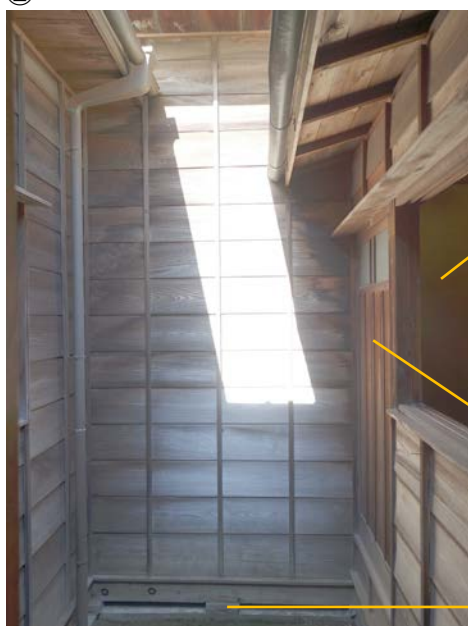
②

建具

ガラス窓：基準 4

ガラス：基準 4

庇（木）：基準 2



建具

板戸：基準 4

ガラス：基準 4

板：基準 2

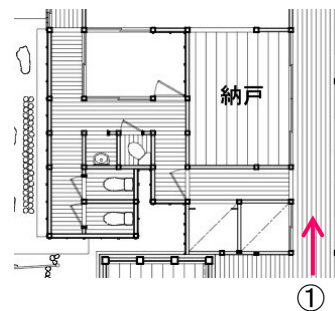
基礎

基礎石（コンクリート）：基準 3

③

廊下

渡廊下棟（内部） 指定範囲外



設備類
照明器具：基準 3

天井
化粧軒裏：基準 4



軸部
丸太桁：基準 1

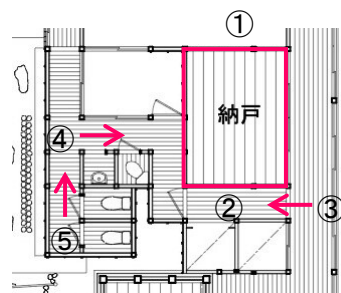
造作
欄間（ガラス）：基準 1
ガラス：基準 1

建具
ガラス戸：基準 1
ガラス：基準 1
腰板：基準 1

建具
板戸：基準 4
引手（木）：基準 4

①

納戸・廊下



壁
板：基準 4



建具
板戸：基準 4
引手（木）：基準 4

設備類
照明器具：基準 5

天井
板・竿縁：基準 4

床
板：基準 4

①

②



天井
板・竿縁：基準 4

壁
上塗り：基準 2

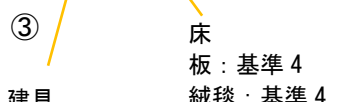
展示物
案内表示：基準 5

天井
板・竿縁：基準 4

設備類
照明器具：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

建具
板戸：基準 4



天井
板・竿縁：基準 4

壁
上塗り：基準 2

展示物
案内表示：基準 5

天井
板・竿縁：基準 4

設備類
照明器具：基準 3

設備類
照明器具：基準 3

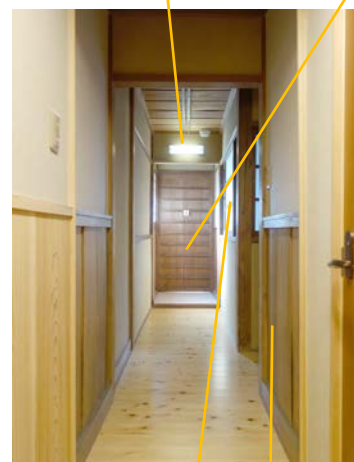
建具
板戸：基準 4

建具
板戸：基準 4
引手金具：基準 4

床
板：基準 4
絨毯：基準 4

建具
ガラス窓：基準 4
ガラス：基準 4

建具
板戸：基準 4
引手金具：基準 4



⑤

壁
板：基準 2

建具
ガラス窓：基準 4
ガラス：基準 4
格子（木）：基準 4

※便所および洗面内部はすべて基準 4

渡り廊下棟（一覧） 指定範囲外

外部 ※保存修理工事対象外（中庭（玄関棟）に面する建具を除く）

部位		基準	備考
基礎	基礎石（コンクリート）	基準 3	昭和 58 年または平成 2～3 年の修理
軸組	—	—	—
屋根	銅板	基準 2	最終葺き替え時期不明
床	—	—	—
壁	下見板など	基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 令和 2～3 年に整備（便所の室内化など）
建具	ガラス窓・ガラス	基準 4	昭和 20 年以降
	板戸・ガラス	基準 4	昭和 20 年以降
	格子（木）	基準 2	不明
	庇（木）	基準 2	不明
造作	—	—	—
金物	樋（銅）	基準 2	昭和 58 年に修理か
設備類	—	—	—
その他	腰掛	基準 4	昭和 26 年以降に整備

渡り廊下棟（一覧） 指定範囲外

内部 ※保存修理工事対象外（中庭（玄関棟）に面する建具を除く）

部位		基準	備考
軸部	丸太桁	基準 1	当初か
床	板	基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 昭和 58 年に整備（納戸）
	絨毯	基準 4	昭和 58 年以降
天井	板・竿縁	基準 4 基準 4	昭和 20 年以降 昭和 58 年に整備（納戸）
	化粧軒裏	基準 4	昭和 10 年以降か
壁	上塗り	基準 2	平成 2～3 年に修理
	板	基準 2	平成 2～3 年に修理
建具	板戸	基準 2	昭和 20 年以降
	引手金具 ※便所、物入 引手（木）※納戸	—	板戸と同様
造作	—	—	—
金具	—	—	—
設備類	照明器具 照明器具（蛍光灯）	基準 3 基準 5	平成 2～3 年に整備 保存修理工事対象外
	感知器	基準 5	—
展示物	表示（案内）	基準 5	—
その他	—	—	—

※便所および洗面内部は令和 2～3 年の整備のためすべて基準 4 とする。